

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 22 日現在

機関番号：34504

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830112

研究課題名（和文）裁判員制度における評議コミュニケーションの体系的理解に向けた社会心理学的研究

研究課題名（英文）Exploring deliberations within criminal judicial process in saiban-in (lay judge) system. -A social psychological approach-

研究代表者

村山 綾 (MURAYAMA AYA)

関西学院大学・文学研究科・博士研究員

研究者番号：10609936

研究成果の概要（和文）：実際の裁判員裁判に類似したシナリオを用いて、裁判員役の大学生 3 名と裁判官役の実験協力者 1 名の 4 名からなる評議体（合計 93 名、31 評議体）が被告の有罪・無罪について話し合う評議実験と、有罪・無罪判断と批判的思考態度との関連を検討する調査研究（144 名が参加）を行った。実験の結果、裁判官役と同一判断に意見を変容させる参加者が多かった。また、有罪・無罪判断と批判的思考態度との関連が見られ、妥当な判断を行った参加者は批判的思考態度が高い傾向にあった。

研究成果の概要（英文）：In this study, three jurors (naïve participants) and one judge (a confederate who claimed guilty throughout the experiment) discussed guilt or innocence using a scenario that was based on an actual case. A total of 93 university students (31 groups) participated. In addition, a survey study for investigating the relationships between lay citizens' judgment and critical thinking disposition in a criminal court was conducted with 144 participants. Results revealed that jurors tended to change their opinion in accordance with the judge. Also, the survey study revealed that those who were high in critical thinking disposition tend to make more valid judgment than those who were low in that disposition.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：社会心理学、裁判員制度、評議、専門家 - 非専門家

### 1. 研究開始当初の背景

2009 年に制度が施行された裁判員裁判における評議は、一般市民が司法権行使に関わる重要な意思決定場面として心理学においても注目を集めている。しかし、そこで設定されている評議を対象とした研究は、制度施行からの日が浅いことに加え、評議内容の公

開の禁止、裁判員の守秘義務などから具体的な問題点の把握が困難であるために、模擬評議による事例的・記述的な検討は見られるものの(e.g., 森本, 2007、荒川・菅原, 2010)、実証的検討の進展は遅れていると言わざるを得ない。評議は一般市民が話し合いにより評決を行う重要なフェーズであり、それらの

体系的な理解は制度の導入理由である「国民の視点・感覚の反映」(最高裁判所, 2012)の実現を目指す上でも欠かせない。

## 2. 研究の目的

本研究では、裁判員裁判のような専門家－非専門家による評議場面に注目し、専門家の意見が非専門家の評議後の意見変容や、評議に対する満足度のような主観的パフォーマンスに及ぼす影響について実験的に検討することを目的とした。

## 3. 研究の方法

実験は4名集団で実施し、うち3名の実験参加者が非専門家の立場で、1名の実験協力者が専門家の立場で評議コミュニケーションを行った。参加者は大学生・大学院生93名(平均年齢21.15歳、男性24名、女性69名)で、課題の内容上、成人のみを対象とし、法学部の学生は対象外とした。参加者同士は初対面から日常的な会話を交わすものまで、幅広い関係性にあった。実験協力者は、平成23年度の司法試験に合格し模擬裁判の経験を持つ28歳の男性であり、参加者との面識はなかった。

評議で話し合う内容としては、過去に裁判員裁判の対象となった覚せい剤密輸事件を参考にして公判シナリオを作成した。刑法・刑事訴訟法を専門とする大学教員の監修のもとで、法科大学院の学生と研究者が判例データベースLEX/DBを参考にしながら法廷における被告人や検察官のやり取りをシナリオ化した。具体的には、同じ覚せい剤密輸事件ですでに逮捕・起訴され、有罪判決が出ている人物Aと被告人との共謀・幫助があったかどうかについて、Aの証言、被告人の証言、事件の経緯、被告人のこれまでの経歴(職業、金銭状況、交友関係など)等から議論が行われているものである。間接証拠には被告人の有罪を示唆するものが多いが、刑事裁判が法的証拠に基づくことや推定無罪の原則に従って吟味すると有罪と判断することは難しい内容となっており、実際の裁判では無罪判決が下されている。

実験デザインは、(1)事前意見分布(3水準)×(2)評議スタイル(2水準)の2要因であった。(1)については、事前意見分布の異なる3つの4名集団を構成した。専門家の意見は常に有罪に固定し、非専門家3名の事前意見分布を操作した。事前意見は、実験参加依頼時に公判シナリオを読ませて被告人の有罪か無罪かの判断を求めたものを用いた。各水準の集団の事前意見分布は、(a)有罪多数条件(有罪3(2)名・無罪1名)、(b)対立条件(有罪2(1)名・無罪2名)、(c)無罪多数条件(有罪1(0)名・無罪3名)である(カッコ内は非専門家の数)。(2)評議スタイルは、評決

主導型と証拠主導型の2水準を設定した。評決主導型条件は、冒頭の投票からはじまり、専門家は終始一貫して幫助を認め、有罪を明示的に主張する。一方で証拠主導型条件では、最終的な評決場面までお互いの立場を明示せずに、評議を進めるようにした。

入室した参加者から順に各個別ブースで待機させ、全員が揃った時点でまず評議前質問紙に回答させた。次に、各個別ブースの最寄りの席に座るよう指示した上で中央の評議スペースに移動させ、実験に関する説明を行った。参加者には評議中は何も持たないよう指示し、協力者のみが公判シナリオおよび実験中の行動指針を示した用紙を携帯した。評議終了後、実験者は集団としての判断を尋ねた。意見がまとまっていない場合は多数決を取り、2対2になった場合は、専門家が賛成している方を集団の評決として採用した。その後、参加者を個別ブースに再度移動させ、評議後質問紙に回答させ実験を終了した。実験全体の所要時間は1時間程度であった。

## 4. 研究成果

### (1) 評議後の意見変容

集団の評決は、有罪が23集団(全員一致が7集団、3対1が6集団、2対2(実験上のルールで有罪)が10集団)、無罪(すべて1対3)が7集団であった。実験全体で見ると、有罪から無罪に意見を変化させた参加者が30名中1名であるのに対し、無罪から有罪に意見を変えた参加者は60名中14名(のべ12集団)いた。全体的な傾向として評議前後の有罪・無罪判断の程度に変化があるかどうかを把握するために、判断タイミング(評議前後)×有罪・無罪判断人数のマクネマー検定を行った。その結果、評議後の有罪判断人数は、無罪判断人数よりも評議前と比べて有意に増えていることが示され( $\chi^2(1) = 11.27, p < .001$ )、参加者は専門家が主張する意見と同一方向に意見を変容させていた。

次に事前意見分布条件ごとに見ると、まず専門家が多数派に含まれる有罪多数条件では、有罪(多数派)から無罪(少数派)に意見を変えた非専門家が20名中1名なのに対し、無罪(少数派)から有罪(多数派)に変えた非専門家は10名中7名であった。次に非専門家3名で多数派が構成される無罪多数条件(実験協力者のみが少数派を構成)では、無罪(多数派)から有罪(少数派)に意見を変化させた裁判員が30名中4名(のべ3集団)いた。最後に、集団内の意見が2分される対立条件では、有罪から無罪に判断を変化させた非専門家が10名中0名なのに対し、無罪から有罪に判断を変えた非専門家は20名中3名(のべ3集団)いた。

以上の結果から、専門家役の意見への同調が見られること、また、特に専門家が多数派

に含まれる条件でこのような特徴が顕著であることが示された。全員一致が基本原則である陪審制度とは異なり、裁判員制度は評決の際に多数決を導入しているため、評議前の多数派に裁判官が含まれる状況では、より一層少数派の意見が評決に反映されにくくなる可能性も示唆している。

#### (2) 満足度に影響を及ぼす要因

次に、評議に対する満足度を高める要因を検討するために、実験条件、評議後の各集団の有罪率、親密度(有意な級内相関( $\rho = .26$ ;  $p < .01$ )が得られたため、集団ごとに合算した値を用いた)を集団レベル、集団内葛藤(自分以外の全メンバーに対する課題葛藤・関係葛藤それぞれの平均値)、専門家への信頼、事前・事後判断の確信度、評議の理解度、評議中の主張度、事後判断を個人レベルの変数とする階層線形モデル(HLM)による分析を行った。その結果、評議後の有罪率が高い集団、あるいは、専門家への信頼の程度が高く、評議中に積極的に発言し、最終的に有罪判断をした参加者ほど、満足度が高くなることが示された。

以上の結果から、専門家-非専門家の評議コミュニケーションでは、専門家の意見と合致した結論を出すことや、専門家に対する信頼の程度といった、専門家との相互作用の結果が満足度に大きく影響することが示された。これは、裁判員が有罪・無罪判断のみではなく、満足度のような心理的な側面においても専門家の影響を強く受けており、裁判所の掲げている「平等な立場」で評議を行うことが難しい可能性を示唆している。

#### (3) 補足的な研究とその成果

① 裁判員の有罪・無罪判断と批判的思考態度  
法律の専門知識をもたない一般市民による有罪・無罪の初期判断理由の傾向や、論理的に物事を考えるスキルとの関連を理解することは、評議を進める裁判官のみならず、今後の法教育や一般市民に求められるリテラシーを考える上でも重要である。そこで、本研究で用いた覚せい剤密輸事件の公判シナリオを用いて、有罪・無罪の判断理由と批判的思考態度の関連を検討する補足的研究を行った。

#### ② 方法

大学生 144 名(男性 36 名、女性 108 名; 平均 20.59 (SD = 1.16) 歳)が参加した。

調査は、集合場面で実施して回収するか、調査票を持ち帰るよう指示し、回答を終えたものを後日回収するかのいずれかの手続きで実施した。参加者は、まずは公判シナリオを読み、その後質問項目に回答した。なお、公判中に使用されている専門用語については、調査票の冒頭に説明を記載したページを設けて適宜参照できるようにした。

有罪・無罪判断 シナリオを読んだ後、被

告人について有罪・無罪のいずれかを判断させた。そして、その判断理由について自由記述方式で回答を求めた。その後、判断にどの程度自信があるか(7件法(1:全く自信がない~7:かなり自信がある))、批判的思考態度(平山・楠見, 2004)から、因子負荷量の高い3項目をそれぞれ選び、合計12項目に回答を求めた。分析には12項目の平均値を用いた( $\alpha = .60$ )。

#### ③ 結果

公判シナリオを読んで、被告人を有罪と判断した参加者は67名、無罪と判断した参加者は77名であった。有罪判断の参加者と無罪判断の参加者との間で批判的思考態度得点の差を検討したところ、無罪判断の参加者(M = 3.58, SD = .59)の方が有罪判断の参加者(M = 3.43, SD = .42)よりも得点が高い傾向があった( $t = 1.80$ ,  $p < .10$ )。無罪判断が妥当な公判シナリオであったため、妥当な判断をした参加者の批判的思考態度の方が高い傾向が示された。

次に、判断の理由についてテキストデータ分析から検討した結果、有罪・無罪判断×批判的思考態度(高低)の属性カテゴリーによって異なる特徴が見られた。有罪判断をした批判的思考態度が低い参加者の判断の理由には、公判中の登場人物の発言に注目していることを示唆する単語が多く用いられ、無罪判断の場合には、登場人物そのものに関する単語が多く用いられていた。一方、有罪判断をした批判的思考態度の高い参加者は、過去の経歴など公判シナリオ中で示された事実関係に注目していることを示唆する記述が多かった。無罪判断の場合には、「推定無罪の原則」を根拠としていることを示す単語が多く用いられていた。

#### (4) まとめと今後の展望

本研究から、裁判員裁判の評議過程の解明は成員の立場が全て平等である陪審評議の研究知見に基づくのみでは不十分であること、また、評議中に裁判員が裁判官の影響を受け、意見を変容させる可能性があることが明らかになった。これまでの評議研究では模擬裁判による事例研究が多くを占め、裁判官の意見が評決に及ぼす影響に関する検討が遅れていた。専門家の意見が非専門家に及ぼす影響を検討する上で、評議体の事前意見分布を統制し、実際に評議を行わせた実験室実験データに基づく知見は重要である。今後は、専門家の意見への同調が生じた集団と生じなかった集団との間で、評議プロセスの違いを具体的に検討する。長期的には、こうした実証的知見の蓄積によって、一般的な集団意思決定過程と専門家が含まれた意思決定過程の違いを整理し、評議コミュニケーションの体系的な理解を進めていくことが必要である。また、本研究では、専門家役1名、非専

門家役3名の評議体という、裁判員制度の評議コミュニケーション場面の重要な特徴をミニマムに再現した集団を構成、検討することで、専門家と非専門家による評議コミュニケーションの基礎的知見を得た。これを土台として、今後は専門家役を複数名に設定したり、専門家と非専門家の人数比を実際の裁判員制度と合わせたりすることで、評議における特徴をより多面的に明らかにすることが可能であろう。

裁判員の初期判断に関連する補足的な研究からは、批判的思考態度と有罪・無罪判断の組み合わせによって判断理由の特徴が異なることが示された。裁判員の初期判断に及ぼす個人差の研究は、まだほとんど知見がないのが現状ではあるが(伊東, 2007)、評議を進める裁判官のみならず、弁護士、検察官の法曹三者にとっても一般市民の有罪・無罪判断の特徴を把握する意味は大きい。また、裁判員にとっても、事前にこのような特徴に関する知識を得ることで、バイアスがかった判断を極力低減させる効果もあろう。

陪審研究では、さまざまバイアスがあったとしても陪審はおおむね証拠に基づいた判断を行うということが報告されている(Rose, Diamond, & Baker, 2010)。裁判員制度でも同様の結果が得られるかどうかは、今後検討しなければならない。しかしながら施行からの年月が浅く、また評議の完全非公開や裁判員の守秘義務等から、特に評議における裁判員の判断過程を解明するための環境に乏しいのが現状である。裁判員制度の効果を検証するためには、評議の部分的公開や守秘義務の緩和を含め、研究知見を積み重ねるための制度改正も同時に必要である。加えて、法学、心理学、教育学といった、複数の専門分野の研究者による多側面からのアプローチが重要となるだろう。

#### 引用文献

- 荒川歩・菅原郁夫 (2010). 評議におけるコミュニケーション: コミュニケーションの構造と裁判員の満足・納得社会心理学研究, 26, 73-88.
- 平山るみ・楠見孝 (2004). 批判的思考態度が結論導出プロセスに及ぼす影響—証拠評価と結論生成課題を用いての検討—. 教育心理学研究, 52, 186-198.
- 伊東裕司 (2007). 裁判員の判断に関する感情的要因の影響 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 (編) 裁判員制度と法心理学 pp. 196-206. ぎょうせい
- 森本郁代 (2007). コミュニケーションの観点から見た裁判員制度における評議—「市民と専門家との協働の場」としての評議を目指して—. 刑法雑誌, 47, 157-169.
- Rose, M. R., Diamond, S. S., & Baker, K.

M. (2010). Goffman on the jury: real jurors' attention to the "offstage" of trials. *Law and human behavior*, 34, 310-323.

最高裁判所 (2012). 裁判員制度 Q & A 裁判所  
<<http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>> (2012年11月10日)

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- 1) 村山綾・三浦麻子 (印刷中). 有罪・無罪判断と批判的思考態度との関連—テキストデータを用いた分析から—. *法と心理* 13(1). 【査読有】
- 2) 村山綾・今里詩・三浦麻子 (2012) 評議における法専門家の意見が非専門家の判断に及ぼす影響—判断の変化および確信度に注目して—. *法と心理* 12(1), 35-44. 【査読有】

[学会発表] (計3件)

- 1) Murayama, A., & Miura, A. The legal professional opinion and lay citizens' judgment during deliberation. *American Psychological Association Annual Convention*. Honolulu, USA. (August 3, 2013)
- 2) 村山綾・三浦麻子 (2012). 覚醒剤密輸事件に関する公判シナリオを用いた有罪・無罪判断のテキストデータ分析—批判的思考態度との関連—. *法と心理学* 第13回大会. 2012年10月21日 武蔵野美術大学
- 3) 村山綾・三浦麻子 (2012). 専門家-非専門家による評議コミュニケーションに関する実験的検討—有罪・無罪判断に用いられる材料と参加者の満足度に注目して—. *日本グループ・ダイナミックス学会* 第59回大会. 2012年9月23日 京都大学

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

村山綾 (MURAYAMA AYA)

関西学院大学・文学研究科・博士研究員  
研究者番号: 10609936

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし